

令和5年度名古屋市教育委員会 協議題第11号

名古屋市文化財保存活用地域計画(案)について

(令和5年12月13日 文化財保護室提出)

1 趣旨

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や生活様式の変化に伴う地域コミュニティの希薄化、後継者の不在等による文化財の滅失・散逸、頻発する自然災害など、文化財を取り巻く環境は大きく変化しており、文化財の保存・活用に対する新たな方策を講じていくことが喫緊の課題となっている。

本市においては、平成29年3月に「名古屋市歴史文化基本構想」を策定し、各種事業に取り組んできたが、今回、この構想を発展させ、新たな文化財の保存・活用に関する目標を定め、目標を達成していくための具体的な方針、措置を示す「名古屋市文化財保存活用地域計画」を作成するもの。

本計画を基に、文化財の保存・活用の取り組みを市民の皆様とともに推進する。

2 経過

期 間	内 容
令和3年 6月～ 令和5年 11月	名古屋市文化財調査委員会 (総会4回、部会等7回)
令和3年 7月～ 令和5年 11月	名古屋市文化財保存活用地域計画策定に関する有識者等会議(全5回)
令和3年 10月～ 令和5年 5月	市民等アンケート(全4回)
令和3年 10月～ 令和4年 3月	文化財詳細調査
令和4年 8月～ 令和5年 1月	文化財現況調査

3 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

4 名古屋市内の指定等文化財

(単位：件)

類 型			国指定 国選定	県指定	市指定	国登録	県登録	合計
有形文化財	建造物		1 3	1 2	2 9	1 1 3	0	1 6 7
	美術工芸品	絵画	1 5	1 7	1 2	0	0	4 4
		彫刻	5	9	7	0	0	2 1
		工芸品	5 0 (2)	4 1	9	0	0	1 0 0
		書跡・ 典籍	4 4 (4)	1 8	0	0	0	6 6
		古文書	4			0		
		考古資料	1	6	3	0	0	1 0
		歴史資料	3	4	4	0	0	1 1
無形文化財			1	0	2	0	0	3
民俗文化財	有形		0	0	1 8	0	0	1 8
	無形		0	2	3 3	0	0	3 5
記念物	遺跡		6 (1)	0	6	0	0	1 2
	名勝地		1	0	1	1	0	3
	動物・植物 ・地質鉱物		1	0	3	0	0	4
文化的景観			0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			1	—	—	—	—	1
合 計			1 4 5 (7)	1 0 9	1 2 7	1 1 4	0	4 9 5

(注) 令和5年12月1日現在。()内の数字は国宝及び特別史跡。

5 名古屋市の歴史文化の特性

特性 1	海・川の恩恵を受けた原始から中世の暮らし
特性 2	戦国武将たち飛躍の地
特性 3	名古屋城築城と城下町の繁栄
特性 4	近代における工業都市としての発展
特性 5	熱田神宮、海、街道とともに栄えた熱田
特性 6	受け継がれるモノづくり
特性 7	人々に支えられ、現代に息づく信仰

(注) 歴史文化の特性とは、地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総合的に把握した概念で、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

6 文化財の保存・活用に関する目標と基本方針

目 標	金鯱のごとく、文化財が愛され、輝き続けるまち
基本方針	文化財を「知る」、「伝える」、「活かす」

7 文化財の保存・活用に関する方針と主な措置

(1) 「知る」ための方針と主な措置

方 針	主な措置
文化財の種類、数、所在、現状、内容等を把握するための調査を行う	・文化財リストの更新 ・埋蔵文化財の発掘調査
文化財の調査研究を進め、その特徴・価値などを明らかにする	・祭礼行事等の調査 ・名古屋城の調査研究

(2) 「伝える」ための方針と主な措置

方 針	主な措置
文化財を指定、登録、認定する	・未指定の無形民俗文化財に対する市登録制度の新設
文化財の保存管理、修理・修復を行う	・指定等文化財保存活用計画の策定の推進
文化財の保存・継承を支援する	・市指定文化財の保存・活用の支援 ・なごや歴まちびとの養成・派遣
文化財の防犯・防災対策を進める	・防犯・防火対策の啓発・促進 ・文化財防火デーの防災訓練の取組

(3) 「活かす」ための方針・主な措置

方 針	主な措置
文化財の価値や魅力を発信する	・志段味古墳群歴史の里の公開活用 ・見晴台考古資料館の運営
文化財に対する子どもたちの関心を高める	・小中学生を対象とする文化財の普及啓発
文化財の価値や魅力を発信する市民・団体を支援する	・なごや学マイスター講座の開催
文化財の価値を顕在化させ、魅力を高める	・史跡大曲輪貝塚の整備 ・名古屋城二之丸庭園の整備
文化財を活かし、地域を活性化させる	・熱田神宮周辺まちづくりの推進 ・伝統産業新商品開発事業助成
文化財を観光資源として活用し、観光客を誘客する	・文化のみちの推進 ・歴史観光の推進

8 重点方針

区分	重点方針	内 容
1	観光資源となる文化財の活用推進	・名古屋城の更なる魅力向上 ・その他の文化財（日本遺産の有松、大高・桶狭間、四間道、文化のみちなど）の活用を推進
2	祭礼行事・民俗芸能の保存・継承	・祭礼行事や民俗芸能のうち、将来にわたって保存・活用が必要なものの保護、支援
3	子どもたちへの文化財の普及啓発	・将来に向けた文化財の保存・継承の担い手である子どもたちへの普及啓発の推進

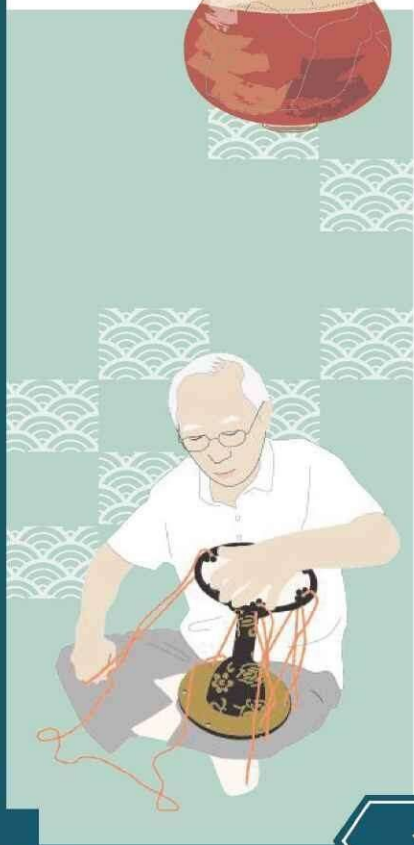
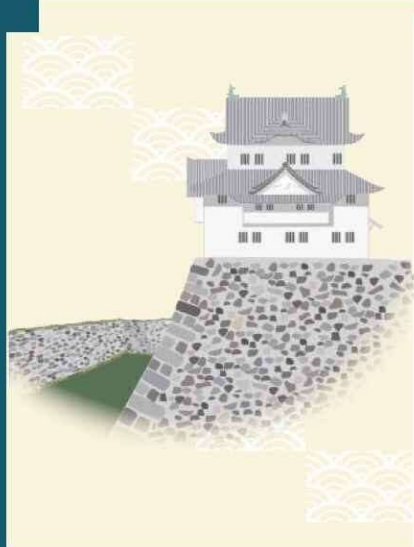
9 関連文化財群

区分	関連文化財群の名称	主な構成文化財
1	若き信長、秀吉、家康ゆかりの地	大高城跡、丸根砦跡、鷲津砦跡、善照寺砦跡、長福寺など
2	モノづくり都市名古屋の基盤となった近代工業の発展	名古屋港跳上橋、松重閘門、ノリタケの森 旧製土工場など
3	江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～	服部家住宅（井桁屋）、岡家住宅、有松祭りの山車行事など
4	尾張徳川家の信仰を伝える寺社	相応寺、建中寺、大森寺、性高院所蔵の美術工芸品など

（注）関連文化財群とは地域の多種多様な文化財を歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとしてとらえたもので、関連文化財群を構成する複数の文化財を総合的、一体的に保存、活用することをねらいとしている。

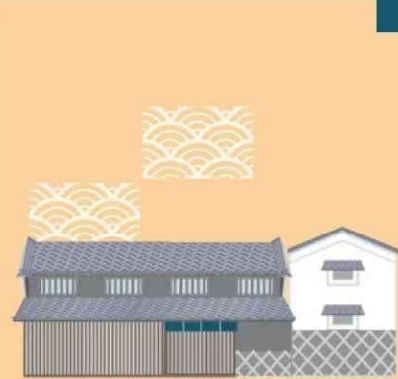
10 今後の予定（想定）

期 間	内 容
令和6年1月～2月	パブリックコメントの実施
令和6年4月～7月	文化庁への地域計画認定申請、審査
令和6年8月	計画の策定、公表



名古屋文化財 保存活用地域計画

概要版（案）



1 計画作成の背景と目的

近年、少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や、生活様式の変化に伴う地域コミュニティの希薄化、後継者の不在等による文化財の滅失・散逸、頻発する自然災害など、文化財を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、文化財の保存・活用に対する新たな方策を講じていくことが喫緊の課題となっています。

本市では、平成 28 年度に「名古屋市歴史文化基本構想」を策定し、文化財の保存・活用にかかわる各種事業に取り組んできました。今般、歴史文化基本構想を発展させ、文化財の保存・活用に関する目指すべき目標を定め、目標を達成していくための具体的な方針・措置を示す「名古屋市文化財保存活用地域計画」（計画期間：令和 6 年度～令和 10 年度）を作成しました。

今後、この地域計画を基に、文化財の保存・活用の取り組みを市民の皆様とともに推進していきます。

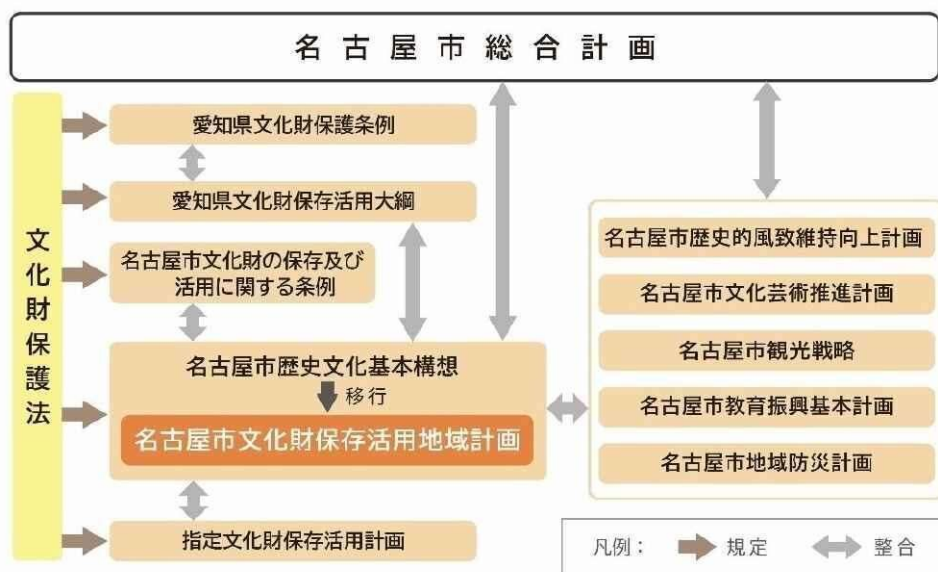


図1 「名古屋市文化財保存活用地域計画」の位置づけ

表1 指定等文化財の件数（令和5年12月1日現在）

類 型			国指定 国選定	県指定	市指定	国登録	県登録	合 計
有形文化財	建造物		13	12	29	113	0	167
	美術 工芸品	絵 画	15	17	12	0	0	44
		彫 刻	5	9	7	0	0	21
		工芸品	50(2)	41	9	0	0	100
		書跡・典籍	44(4)	18	0	0	0	66
		古文書	4			0		
		考古資料	1			6		
		歴史資料	3	4	4	0	0	11
無形文化財			1	0	2	0	0	3
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	18	0	0	18
	無形の民俗文化財		0	2	33	0	0	35
記念物	遺 跡		6(1)	0	6	0	0	12
	名勝地		1	0	1	1	0	3
	動物・植物・地質鉱物		1	0	3	0	0	4
文化的景観			0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			1	—	—	—	—	1
合 計			145	109	127	114	0	495

※美術工芸品の括弧内の数は国宝の件数、遺跡の括弧内の数は特別史跡の件数を表す

2 名古屋市の歴史文化の特性

特性1 海・川の恩恵を受けた原始から中世の暮らし

縄文時代から古代、中世において、人々は海に近い場所や庄内川に沿った場所を主な生活の場としました。弥生時代には海に近い地上や庄内川流域の小高い場所に集落が営まれ、古墳時代には川、海、陸路を見下ろす場所などに大小の古墳が造られました。

海・川の恩恵を受けて、人々はたくましく生活を営んできました。



図2 見晴台遺跡

特性2 戦国武将たち飛躍の地

室町～戦国時代、名古屋には多数の城館が築かれました。織田信長、豊臣秀吉、徳川家康ゆかりの地であるだけでなく、多くの戦国武将を輩出しています。日本史の転換点の一つで、信長と今川義元の間で行われた桶狭間の戦いは名古屋南東部を舞台としました。

名古屋は多くの戦国武将が飛躍していった場所といえます。



図3 大高城跡の出土品

特性3 名古屋城築城と城下町の繁栄

現代における名古屋中心部の町のかたちは、徳川家康の命で築かれた名古屋城と、清須からの町、住民の移動を伴ってつくられた城下町を出発点とします。城下町では絵画、工芸品、俳諧、能狂言、茶道、山車が登場する祭礼行事など、多様な文化が花開きました。

城下町の形成が、都市としての名古屋の第一歩となりました。



図4 名古屋城跡

特性4 近代における工業都市としての発展

明治22年(1889)に名古屋駅を通る鉄道路線が全線開通したことにより、名古屋では近代工業が発展しました。明治43年(1910)に鶴舞公園で開かれた第10回関西府県連合共進会は、名古屋における工業の水準の高さを知らしめることとなりました。

近代工業の発展に伴い、工業都市の色彩が強まっていきました。



図5 鶴舞公園噴水塔

特性5 熱田神宮、海、街道とともに栄えた熱田

熱田社(現熱田神宮)が鎮座し、門前町として発展した熱田は、江戸時代には東海道有数の宿場町として多くの人で賑わいました。江戸時代以前から古い形態の山車が曳かれていた南新宮社天王祭は、形を変えながらも、熱田まつりとして続いています。

熱田は、名古屋の歴史文化を語るうえで欠かせない場所です。



図6 熱田まつり

特性6 受け継がれるモノづくり

江戸時代、名古屋城下では良質な木材の流通を背景に木材加工業が盛んになり、有松・鳴海では絞り染めが発展しました。明治時代には輸出陶磁器業が盛んになり、大正13年(1924)には豊田佐吉と喜一郎が画期的な自動織機を完成させました。

モノづくりの文化は、現代の名古屋の礎となっています。



図7 有松・鳴海絞

特性7 人々に支えられ、現代に息づく信仰

江戸時代、尾張徳川家は相応寺、建中寺などの寺院のほか、東照宮、將軍家御霊屋を造営しました。また、民衆の間には天王信仰や秋葉信仰が広まり、明治時代以降、町中の家の屋根上に小さな祠(屋根神)が数多く設置され、独特の景観を見せていました。

江戸時代に民間に浸透した信仰は、現代にも息づいています。



図8 筒井町天王祭の山車行事

3 文化財の保存・活用に関する目標

名古屋の歴史のなかで画期的な出来事となったのが名古屋城の築城と城下町の形成です。城下町は都市・名古屋の出発点となり、名古屋城は、名古屋の象徴的な文化遺産の役割を担ってきました。

その名古屋城のシンボルが大天守の金鯢です。太平洋戦争の戦禍で、天守とともに元の金鯢は失われましたが、現在も名古屋の人々の誇りとなっています。

文化財が、金鯢のように、地域に誇りを与える存在として愛され、多くの人に注目され輝き続けるよう、目標を「金鯢のごとく、文化財が愛され、輝き続けるまち」とします。

目標を実現するには、文化財をよく知り、文化財を地域全体で継承していくこと、文化財を魅力あふれた地域社会の形成に活かすことが求められます。そこで基本方針を「文化財を「知る」、「伝える」、「活かす」とします。

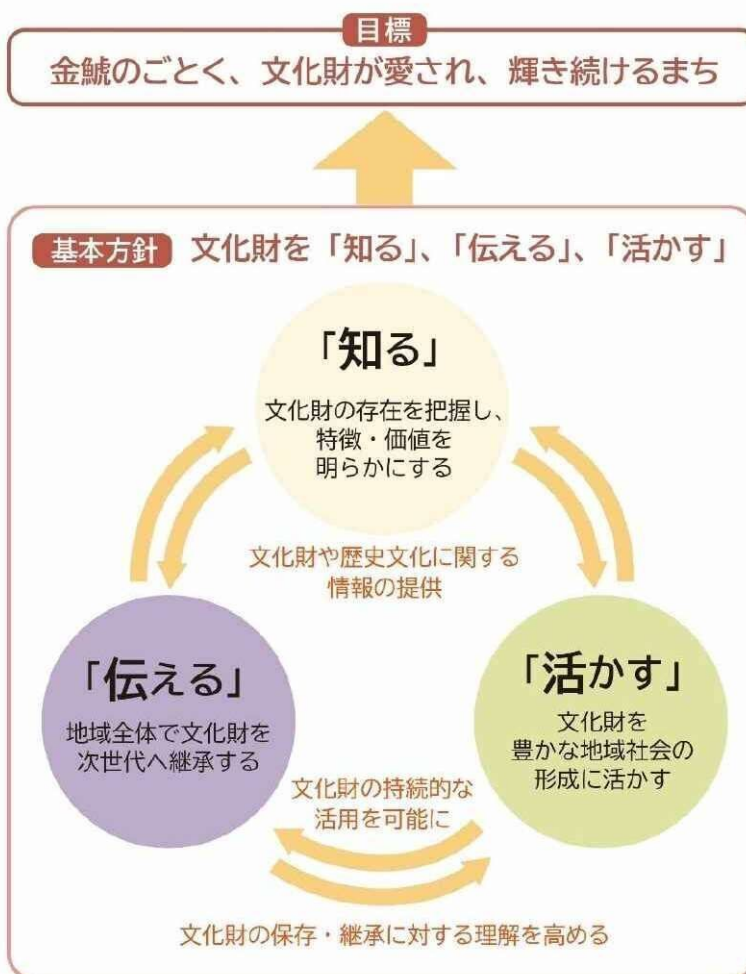


図9 文化財の保存・活用に関する目標と基本方針の関係

4 文化財の保存・活用に関する方針と措置

「知る」ための方針と措置

方 針		措 置
1	文化財の種類、数、所在、現状、内容等を把握するための調査を行う	・文化財リストの更新 ・近代の文化遺産の調査 ・埋蔵文化財の発掘調査
2	文化財の調査研究を進め、その特徴・価値などを明らかにする	・祭礼行事等の調査 ・史跡の調査 ・文化財の調査研究 ・秀吉研究の推進 ・名古屋城の調査研究 など

「伝える」ための方針と措置

方 針		措 置
1	文化財を指定、登録、認定する	・市指定文化財の指定 ・歴史的町並み保存事業 ・歴史的建造物の登録・認定 ・未指定の無形民俗文化財に対する市登録制度の新設 など
2	文化財の保存管理、修理・修復を行う	・市が所有、管理する文化財の保存管理 ・名古屋城石垣の整備 ・名古屋城二之丸庭園の整備 ・博物館のリニューアル改修 ・指定等文化財保存活用計画の策定の推進 など
3	文化財の保存・継承を支援する	・市指定文化財の保存・活用の支援 ・なごや歴まちびとの養成・派遣 ・伝統産業若手技術者育成事業助成 など
4	文化財の防犯・防災対策を進める	・防犯・防火対策の啓発・促進 ・文化財防火デーの防災訓練の取り組み ・博物館への文化財の寄託 など

「活かす」ための方針と措置

方 針		措 置
1	文化財の価値や魅力を発信する	・史跡名勝標札・史跡散策路案内板等の管理・設置 ・アプリ「なごや歴史探検」の運用 ・志段味古墳群歴史の里の公開活用 ・名古屋城西の丸御蔵城宝館おくらじょうほうにおける企画展等の開催 ・郷土資料のデジタル化・公開 ・東区だしばやしの山車囃子・からくり競演 など

方 針		措 置
2	文化財に対する子どもたちの関心を高める	・郷土の歴史学習の充実 ・社会教育施設による学校教育との連携強化 ・小中学生を対象とする文化財の普及啓発 ・子ども山車まつり教室 など
3	文化財の価値や魅力を発信する 市民・団体を支援する	・なごや学マイスター講座の開催 ・緑区の地域観光推進事業
4	文化財の価値を顕在化させ、魅力を高める	・名古屋城天守閣の木造復元 ・史跡大曲輪貝塚おおぐる わの整備 ・名古屋城二之丸庭園の整備 ・県指定有形文化財伊藤家住宅の保存活用 など
5	文化財を活かし、地域を活性化させる	・四間道・那古野地区し け みち な ご のにおける景観まちづくりの推進 ・熱田神宮周辺まちづくりの推進 ・堀川の総合整備 ・伝統産業新商品開発事業助成 など
6	文化財を観光資源として活用し、観光客を誘客する	・文化のみちの推進 ・歴史観光の推進 ・金シャチ横丁構想の推進 ・なごや観光ルートバスの運行 など

5 重点方針

本市をめぐる近年の社会状況や、文化財の保存・継承に関する喫緊の課題等を踏まえ、特に力を入れて取り組む重点方針を三つ設定します。

重点方針 ① 観光資源となる文化財の活用推進

- ・名古屋城について、観光資源としての魅力をさらに高めていきます。
- ・そのほかの観光資源となる文化財（日本遺産の有松、大高・桶狭間の文化財、四間道の町並み、文化のみちなど）の活用を推進します。

重点方針 ② 祭礼行事・民俗芸能の保存・継承

- ・祭礼行事・民俗芸能のうち、将来にわたって保存・活用が必要なものを保護し、その保存・継承を支援します。

重点方針 ③ 子どもたちへの文化財の普及啓発

- ・子どもたちを主な対象として、文化財を楽しみながら知ったり、学んだりできる普及啓発の取り組みを推進し、子どもたちの文化財への関心を高めます。

6 関連文化財群

関連文化財群は、地域の多種多様な文化財を、歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとしてとらえたものです。関連文化財群を構成する複数の文化財を総合的、一体的に保存、活用することをねらいとしています。本計画では、「名古屋市の歴史文化の特性」の特性2、4、6、7に対応した四つの関連文化財群を設定し、保存・活用に関する措置を進めていきます。



図10 歴史文化の特性と関連文化財群等の主たる対応関係

※特性1、3、5は、本計画の関連計画である「名古屋市歴史的風致維持向上計画」の第1期計画（平成26年度～令和5年度）で設定した重点区域で保存・活用に関する措置を実施しています。

関連文化財群1 若き信長、秀吉、家康ゆかりの地

構成文化財	大高城跡、丸根砦跡、 ^{わしづ} 鷺津砦跡、 ^{ぜんしょうじ} 鳴海城跡、善照寺 砦跡、長福寺、末盛（森）城跡、豊國神社、 ^{ほうさ} 蓬左文庫 所蔵の城郭絵図 など	
保存・活用に関する措置	図11 大高城跡 ・史跡大高城跡（附 丸根砦跡 鷺津砦跡）の調査・活用、保存活用計画の策定 ・太閤秀吉功路を活用した名古屋駅西側活性化事業 など	

関連文化財群 2 モノづくり都市名古屋の基盤となった近代工業の発展

構成文化財	名古屋港跳上橋、松重閘門、ノリタケの森 旧製土工 場、旧豊田自働織布工場（現トヨタ産業技術記念館）、 無停止杼換式豊田自動織機（G型）1号機 など 図 12 ノリタケの森 旧製土工場 （提供：（株）ノリタケカンパニーリミテド）	
保存・活用に 関する措置	・近代の文化遺産の文化財指定・登録の検討 ・「ものづくり文化の道」推進事業 など	

関連文化財群 3 江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～

構成文化財	名古屋市有松伝統的建造物群保存地区、岡家住宅、有 松祭りの山車行事（有松天満社秋季大祭）、有松・鳴 海絞の製造技術及び製品 など 図 13 名古屋市有松伝統的建造物群保存地区	
保存・活用に 関する措置	・伝統的建造物群保存地区保存事業 ・有松の観光魅力向上 ・市指定有形文化財岡家住宅の保存活用 など	

関連文化財群 4 尾張徳川家の信仰を伝える寺社

構成文化財	相応寺、建中寺、尾張藩御廟所遺跡、大森寺、性高 院所蔵の美術工芸品、真宗大谷派名古屋別院（東本願 寺掛所）、興正寺、東照宮、富部神社 など 図 14 建中寺	
保存・活用に 関する措置	・尾張徳川家ゆかりの寺社に残る文化財の調査 ・寺社及び寺社が所蔵する文化財の活用の検討	

7 文化財の保存・活用の推進体制

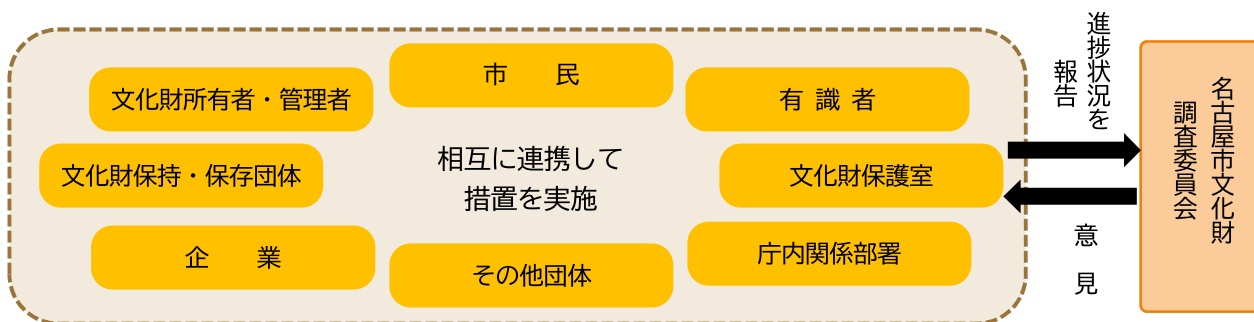
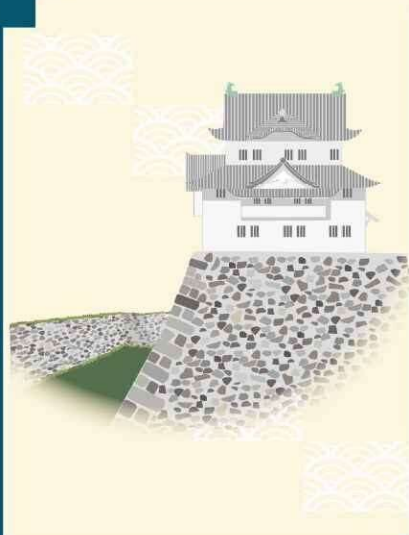


図 15 文化財の保存・活用の推進体制

名古屋市文化財保存活用地域計画 概要版（案）

名古屋市教育委員会事務局文化財保護室 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1
TEL：052-972-3268 FAX：052-972-4202 E-mail：a3268@kyoiku.city.nagoya.lg.jp



名古屋文化財 保存活用地域計画

(案)



目 次

序 章	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 計画期間	1
3 地域計画の位置づけ	2
4 本計画における文化財の定義	5
第1章 名古屋市の概要	6
1 自然的・地理的環境	6
(1) 位置と面積	6
(2) 市域の変遷	6
(3) 地質・地形	7
(4) 気 候	8
(5) 生態系	9
(6) 景 観	10
2 社会的状況	11
(1) 人口動態	11
(2) 産 業	12
(3) 観 光	12
(4) 土地利用	13
(5) 交 通	13
3 歴史的背景	15
(1) 旧石器時代	15
(2) 縄文時代	15
(3) 弥生時代	16
(4) 古墳時代	17
(5) 古 代	18
(6) 中 世	19
(7) 近 世	21
(8) 近 代	24
(9) 戦 後	26
第2章 名古屋市の文化財の概要	28
1 指定等文化財・未指定文化財の件数	28
2 文化財の概要	28

(1) 有形文化財（建造物）	28
(2) 有形文化財（美術工芸品）	34
(3) 無形文化財	40
(4) 民俗文化財	44
(5) 記念物	50
(6) 文化的景観	53
(7) 伝統的建造物群	54
(8) 埋蔵文化財	54
(9) 文化財の保存技術	55
3 関連する制度	58
(1) 日本遺産	58
(2) 「世界の記憶」	60
第3章 名古屋市の歴史文化の特性	61
第4章 文化財に関する既往の把握調査	67
第5章 文化財の保存・活用に関する目標	70
第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	73
1 文化財の保存・活用に関する課題	73
(1) 「知る」ための課題	73
(2) 「伝える」ための課題	74
(3) 「活かす」ための課題	80
2 文化財の保存・活用に関する方針	84
(1) 「知る」ための方針	84
(2) 「伝える」ための方針	84
(3) 「活かす」ための方針	86
(4) 重点方針	88
第7章 文化財の保存・活用に関する措置	90
1 「知る」ための措置	90
2 「伝える」ための措置	92
3 「活かす」ための措置	100
第8章 関連文化財群等	113
1 歴史文化の特性と関連文化財群等の関係	113
2 「名古屋市歴史的風致維持向上計画」の重点区域	115
(1) 名古屋城周辺地区	115
(2) 熱田地区	116

(3) 志 ^し 段 ^だ 味 ^み 地区	116
(4) 有松地区	117
3 関連文化財群 1 若き信長、秀吉、家康ゆかりの地	120
4 関連文化財群 2 モノづくり都市名古屋の基盤となった近代工業の発展	127
5 関連文化財群 3 江戸時代の情緒に触れる絞りの産地	133
6 関連文化財群 4 尾張徳川家の信仰を伝える寺社	141
7 「名古屋市歴史的風致維持向上計画」の重点区域における事業	146
第9章 文化財の保存・活用の推進体制	148
1 計画の推進体制	148
2 計画の進捗管理と評価	151
参 考	153
1 計画作成に係る委員会委員・会議構成員名簿	154
2 計画作成に係る会議開催状況	156
3 アンケート調査結果	158
(1) 市民アンケート	158
(2) 子どもアンケート	162
(3) 指定（登録）文化財の所有者（管理者）アンケート	166
(4) 旅行事業者及び交通事業者アンケート	170
4 指定等文化財リスト	174
(1) 国指定等文化財	174
(2) 県指定文化財	176
(3) 市指定文化財	178
(4) 国登録文化財	180
(5) 国選定保存技術	181

※本計画においては、活用するという意味の「いかす」を「活かす」と表記しています。

序 章

1 計画作成の背景と目的

近年、少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や、生活様式の変化に伴う地域コミュニティの希薄化、後継者の不在等による文化財の滅失・散逸、頻発する自然災害など、文化財を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、文化財の保存・活用に対する新たな方策を講じていくことが喫緊の課題となっています。

こうしたなか、平成 30 年（2018）に文化財保護法（昭和 25 年〈1950〉法律第 214 号）の改正により、文化財の保存・活用に関して、各市町村が取り組むべき目標と目標達成のための具体的な取り組みを記載する「文化財保存活用地域計画」の認定が制定されました。

本市においても、平成 28 年度に文化財の保存・活用に関する方針を定めた「名古屋市歴史文化基本構想」を策定し、各種事業に取り組んできましたが、文化財の保存と活用をより確実なものとするため、対症療法的ではなく、継続性と一貫性をもった取り組みを力強く進めていくべき状況が生じてきました。

そこで、今般この歴史文化基本構想を発展させ、文化財の保存・活用に関する本市の目指すべき目標を定め、目標を達成していくための具体的な方針・措置を示す「名古屋市文化財保存活用地域計画」を新たに作成しました。

今後、この地域計画を基に、文化財の保存・活用の取り組みを市民の皆様とともに推進していきます。

2 計画期間

計画期間は「名古屋市総合計画」（計画期間：令和 6 年度～令和 10 年度）と同期間の令和 6 年度から令和 10 年度とします。

ただし、計画期間内においても、計画期間の変更や市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更が起きた場合は、文化庁と協議のうえ、変更の認定申請を行います。また、それ以外の軽微な変更が生じた場合には、その内容について、愛知県を通じて文化庁へ情報提供します。

3 地域計画の位置づけ

本計画は、名古屋市の上位計画である「名古屋市総合計画」に示す「めざす都市像」の実現に向けて、本市の文化財行政における今後の方針を示す基本計画です。

そのほか、本市における他分野の関連計画及び「愛知県文化財保存活用大綱」などと整合性を図り、文化財保護法第 183 条の 3 に規定される法定計画として定めます。

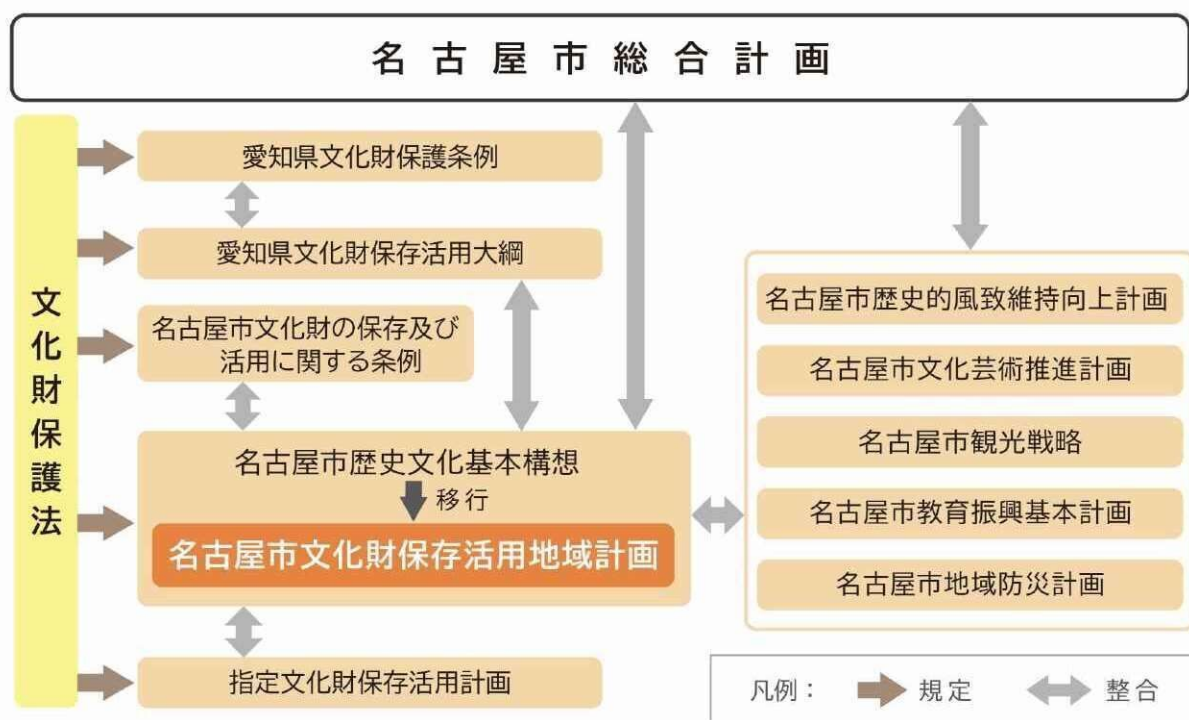


図1 「名古屋市文化財保存活用地域計画」の位置づけ

表1 「名古屋市歴史文化基本構想」の内容

計画名	記載内容
「名古屋市歴史文化基本構想」 策定年：平成 29 年（2017）3 月	市内各地域にあるさまざまな文化財を、指定の有無や類型の違いにかかわらず、文化財相互の関連や周辺環境を含めて総合的に把握し、地域の歴史的経過や特性を明らかにする取り組みを行い、その結果を基に、地域の文化財の保存活用の方針を定めた。 私たちのまちの文化財「知る」「伝える」「活かす」 基本方針 1 知る ～地域の文化財を知る 新たな価値の発見・掘り起こし～ 基本方針 2 伝える ～地域の文化財を未来へ伝える～ 基本方針 3 活かす ～地域の文化財を活かす 学びから発信へ～

表 2 ほかの関連計画における文化財に関する方針等について

計画名	記載内容
「名古屋市総合計画」 計画期間：令和 6 年度～令和 10 年度（5 年間） ※現状、令和 5 年 8 月公表の間案の内容を記載	基本方針 リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で躍動する都市、誰もが幸せと希望を感じられる名古屋 【文化財に関する施策・事業について】 めざす都市像 都市像 5 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市 ◇ 地域の個性と魅力が磨き上げられ、活力にあふれる都市 施策・事業 施策 38 歴史・文化に根ざした魅力向上を図ります 施策 39 観光・MICE の推進と情報発信により交流を促進します
「名古屋市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」 計画期間：令和 6 年度～令和 15 年度（10 年間）	歴史的風致の維持及び向上に関する方針 (1)歴史的建造物の保存等 (2)歴史的町並みの保存等 (3)歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりの推進 (4)伝統行事・文化、伝統産業などの支援 歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的に推進することが必要な区域として、四つの重点区域（名古屋城周辺地区、熱田地区、志段味地区、有松地区）を設定する。 ※歴史的風致・・・地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（「歴史まちづくり法」第 1 条）
「名古屋市文化芸術推進計画 2025」 計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）	基本理念 文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋 ～文化芸術の灯を守り輝かせ、豊かな未来を創造する～ 【文化財に関する施策について】 視点 2 磨く ○文化・歴史資源の保存・継承・活用 ・歴史的建造物や歴史的町並みの保存・活用 ・重要伝統的建造物群保存地区の魅力向上・発信 など

計画名	記載内容
「名古屋市観光戦略」 計画期間：令和元年度～令和 5 年度（5 年間）	基本理念 世界中の人が行き交う交流都市・名古屋へ 【文化財に関する施策について】 施策 2 名古屋城をはじめとした歴史観光の推進～歴史文化・武家文化がいきづく名古屋～ ・名古屋城の魅力向上 ・名古屋城を核とする歴史・文化魅力軸のプロモーション ・武将観光の推進 ・歴史的資源の魅力発信 施策 3 名古屋の文化芸術に触れる観光の推進～文化・芸術・スポーツ「芸どころ名古屋」～ ・名古屋独自の文化芸術の創造・発信 ・名古屋の文化が集積する観光エリアの魅力向上・発信
「第 4 期名古屋市教育振興基本計画」 計画期間：令和 6 年度～令和 10 年度（5 年間） ※現状、「第 3 期名古屋市教育振興基本計画」の内容を記載	【文化財に関する施策について】 基本的方向Ⅳ 生涯を通じた学びの支援と、名古屋に人をひきつける文化の魅力の創造・発信を進めます 施策 17 博物館・美術館・科学館の魅力を磨き上げ、発信します 施策 18 名古屋の歴史や文化に根ざした魅力を大切に、活用・発信します
「名古屋市地域防災計画」 令和 2 年度	○文化財防火デー 1 月 26 日を中心に、指定文化財施設等に対する火災予防査察、文化財関係者と付近住民との防火・防災講習会や座談会並びに消防訓練などを実施して、地域ぐるみで市内の文化財保護の推進を図る。 ○社会教育における応急対策 災害応急対策 貴重な指定文化財については、文化財の被災状況を速やかに把握し、文化財の救出、二次的被災による散逸の回避に努める。
「愛知県文化財保存活用大綱」 策定年月：令和 2 年 9 月	愛知県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示するもの 目指すべき将来像 文化財を守り、伝え、生かし、人々の暮らしの中に歴史・文化と未来が共存する県 文化財の保存・活用に関する基本的な方針 ○県内所在の文化財の現状と保存・活用に関する取組の指針 文化財の類型ごとに、現状の課題と今後の対応方針を示し、それぞれの文化財の種類・性質に応じた保存・活用を図る。 ○未指定文化財等の保存と活用 未指定文化財を幅広く把握し、保護するために、文化財を取り巻く周辺環境も含めて保存・活用する方策を検討する。

表 3 指定文化財保存活用計画一覧

計画名	策定年月	作成者
「国指定重要文化財 名古屋市東山植物園温室前館保存活用計画」	平成 23 年（2011）3 月 令和 3 年（2021）改訂	名古屋市緑政土木局
「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」	平成 25 年（2013）3 月	名古屋市市民経済局
「史跡 ^{しだみ} 段味古墳群保存管理計画」	平成 27 年（2015）3 月	名古屋市教育委員会
「史跡 ^{おおぐるわ} 大曲輪貝塚保存活用計画」	平成 30 年（2018）3 月	名古屋市教育委員会
「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」	平成 30 年（2018）5 月	名古屋市観光文化交流局
「愛知県指定有形文化財伊藤家住宅保存活用計画」	令和 4 年（2022）1 月	名古屋市観光文化交流局

4 本計画における文化財の定義

文化財は、先人たちのさまざまな営みによって生み出され、現在に残されているもののうち、歴史的・文化的価値をもつものを指し、将来に守り伝えていくべき貴重な国民の財産です。私たちが普段暮らしている地域にも、さまざまな文化財が残されています。

具体的に本計画で対象とする文化財は、文化財保護法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 類型を基本とし、国、愛知県、名古屋市の指定等を受けていない未指定等の文化財（未指定文化財）も含めます。また、文化財保護法で保護の対象とされている、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能（文化財の保存技術）も対象とします。

さらに、生活文化や大衆娯楽、地域の名産品、地場産業や名所・旧跡など、必ずしも文化財に該当するとはいえないものであっても、地域にとって重要で、次世代に継承していくべき歴史文化的所産についても、文化財に準ずるものとして扱います。



図 2 文化財と歴史文化的所産（「愛知県文化財保存活用大綱」を基に作成）

第1章 名古屋市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置と面積

本市は、伊勢湾の湾奥部に面し、木曽川・長良川・揖斐川の木曽三川により形成された広大な濃尾平野の東に位置します。

また、日本のほぼ中央に位置し、東京からは約 260 km、大阪から約 140 kmの距離にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっています。そして、国内有数の国際貿易港である名古屋港を抱え、空の玄関である中部国際空港（セントレア）は本市の南約40kmの位置にあります。

本市に隣接する自治体の数は多く、11市4町1村を数えます。

本市の市域は東西 24.52km、南北 25.13km で、面積は 326.50 km²と県下 4 番目の大きさです。

(2) 市域の変遷

明治 22 年（1889）の市制施行後、明治 40 年（1907）に熱田町を編入し、市の人口及び面積が増加したことにより、翌年に全市を 4 区（東・西・中・南区）に分割し、それぞれに区役所を設置しました。

昭和 12 年（1937）に隣接する 3 町村を編入したことを機に、近代都市

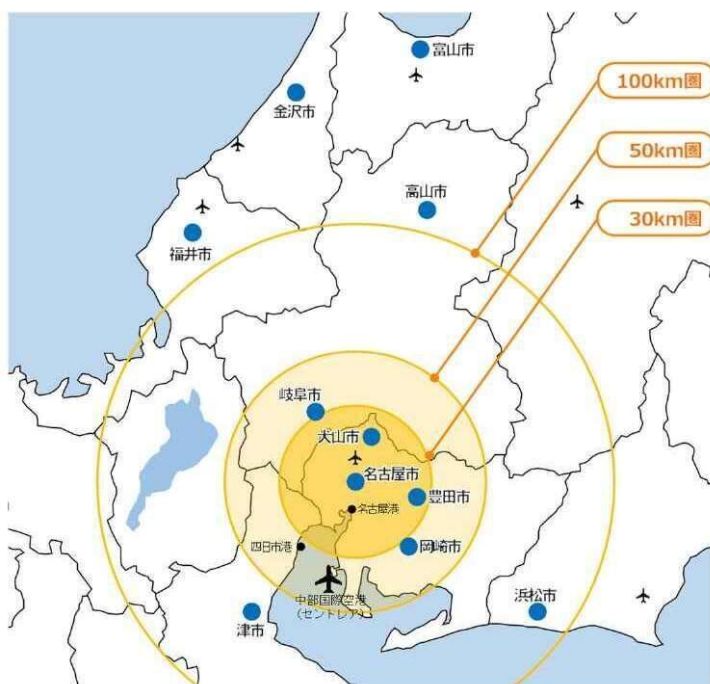


図3 名古屋市の位置（出典：名古屋市作成）



図4 名古屋地図

としての能率化を図るため、新しく6区（千種・中村・昭和・熱田・中川・港区）を設置しました。その後、周辺市町村の編入や区の再編を経て、昭和50年（1975）に現在の16区（千種・東・北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・中川・港・南・守山・緑・名東・天白区）となりました。

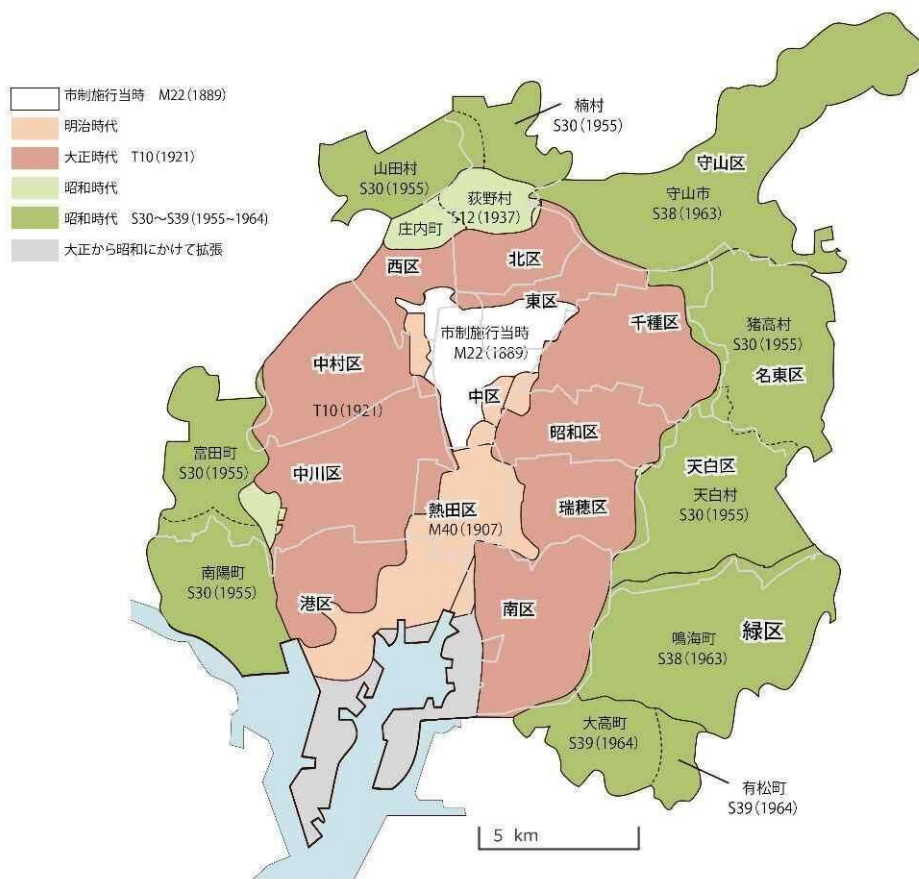


図5 市域の変遷（出典：「名古屋市都市計画マスタープラン2030」より作成）

(3) 地形・地質

本市の地形は、西から東へ沖積平野、台地、丘陵地と変化し、南は伊勢湾に面しています。市域の北・西部には、岐阜県東濃地方から流れる庄内川に面した平坦な沖積地が広がっています。南部は、伊勢湾を臨む海拔0m以下の低地帯で、江戸時代以降、新田開発や工業用地の造成に伴い埋め立てが進められてきました。東部は、瀬戸市・豊田市に位置する猿投山（標高629m）に連なる標高70m前後の緩やかな丘陵が広がっています。中央部には標高10～16m前後の洪積台地である熱田台地が南北に伸びています。

本市の地質について、東部の丘陵は泥層・砂層・礫層が交互に重なる地層群からできています。この地層群は第三紀層で、東海層群と呼ばれます。丘陵の西部では、礫層からなる第四紀層の唐山層や八事層が丘陵の上部や頂部をつくっています。中央部の熱田台地をつくる地層は第四紀層の熱田層と呼ばれ、上部は砂層、下部は泥層からできています。北・西・南部に広がる沖積平野は、沖積層と呼ばれるまだ締め固まっていない軟弱な地層からできています。沖積層は、上部が砂層からなり、下部は粘土層です。

本市の河川については、市域の北部から西部を流れ、伊勢湾に注ぐ庄内川、瀬戸市から流れ、庄内川に合流する矢田川、日進市を源流とし、市域南東部を流れ、伊勢湾に注ぐ天白川が代表的なものとして挙げられます。また、市域中央部には、熱田台地の西縁を沿うように流れる堀川があります。

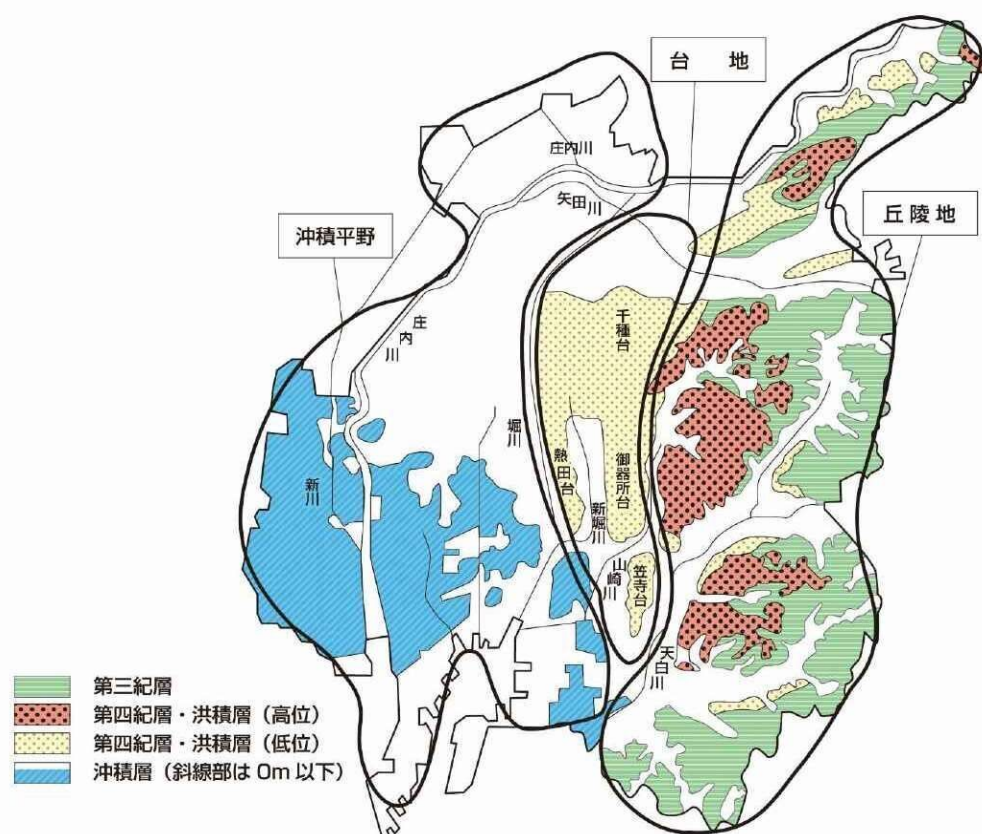


図6 名古屋市の地形・地質（出典：名古屋市作成）

(4) 気 候

本市の気候は比較的穏やかとされていますが、夏の平均湿度は70%を超えることが多いため蒸し暑く、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる冷たい北西の季節風が吹き、季節により厳しい面もあります。令和4年（2022）の名古屋の平均気温は16.9℃と平年値より高く、過去30年の記録の推移からは、温暖化の傾向がみられます。また、名古屋の年降水量の平年値（平成3年～令和2年）は1,578.9mmで、全国の都道府県ごとの代表地点（都道府県庁所在地等）のなかでは、中ほどの数値となっています。

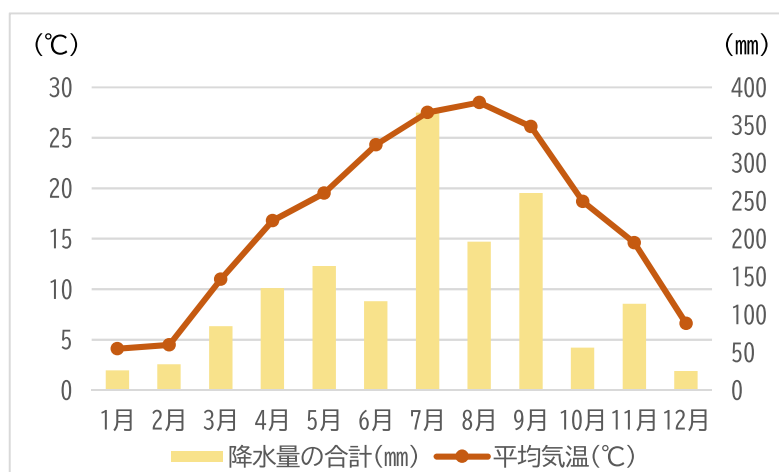


図7 令和4年の名古屋市の雨温図

(5) 生態系

本市では、都市化の進行により市内の緑被地は減少していますが、東部の丘陵地や庄内川の河川敷、港区の南陽地区西部の水田、藤前干潟などには、生きものの「すみか」がまだ残り、人の生活空間のすぐそばで6,000種近くの生きものたちが暮らしています。

藤前干潟は庄内川、新川、日光川の河口に広がる大規模な干潟で、渡り鳥の中継地として国際的に重要であることから、ラムサール条約に登録されています。

市域の地形は、西部の沖積平野、中央部の台地、東部の丘陵地の大きく三つに区分されますが、それぞれでみられる生きものに違いがあります。

表4 自然環境の特徴

地 形	自然環境の特徴
西部（沖積平野）	・ 河川や干潟など、水辺の生きもののすみかとなる環境が残っている地域です。 ・ 庄内川や矢田川といった河川の堤防や河川敷の草地に加え、水田や畑が、さまざまな生きもののすみかとなっています。 ・ 庄内川河口部の藤前干潟は渡り鳥の中継地となっており、四季折々に鳥たちがやってきます。
中央部（台地）	・ 都市化が最も進んだ地域ですが、点在する大きな公園や城跡・社寺には緑地が残されており、それらが生きものにとって貴重なオアシスとなっています。 ・ 都市公園では、植えられた木や芝地、花壇などに、都市部に適応した生きものがみられます。
東部（丘陵地）	・ 丘陵に連なる起伏に富んだ地形には、比較的まとまった面積で樹林地が残っており、市内では生きものの種類が最も豊富な地域です。 ・ 点在する大型緑地には、「里山」といわれる環境が残っており、雑木林や湧水湿地を中心に絶滅のおそれのある貴重な生きものが多数みられます。



図8 名古屋の希少な生きもの（出典：「第4次名古屋市環境基本計画」）

(6) 景 観

本市には、名古屋駅などの都心で良好な建築物等が集積されている地区、白壁などの歴史的な町並みが維持されている地区など、地域特性に応じた良好な景観を形成している地区があります。これらの地区を、市内のなかで特に良好な景観の形成を進める都市景観形成地区に位置づけています。



図9 都市景観形成地区の位置
(出典：「名古屋市景観計画」、一部改変)

表5 都市景観形成地区一覧

地区名	概 要
久屋大通地区（中区）	スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都心空間とする。
広小路・大津通地区（中区）	名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人間優先の魅力ある都市空間とする。
名古屋駅地区（中村区）	名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とする。
四谷・山手通地区（千種区・昭和区）	坂・緑・曲線を描く街路、社寺や店舗、大学などの資源をいかし、自然・歴史・文化を大切にしたい感性豊かな都市空間とする。
築地地区（港区）	名古屋の海の玄関にふさわしい街並みとし、活気とにぎわいにあふれた港まじらしい個性豊かな都市空間とする。
今池地区（千種区）	商業・娯楽・文化などが混ざり合うまちの特性をいかし、親しみとふれあいのある個性的で魅力ある都市空間とする。
白壁・主税・榑木地区（東区）	名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とする。
四間道地区（西区）	清須越により堀川端に形成された商人町の面影を残す土蔵群、下町情緒を残す町家などの歴史資源と住環境が調和のとれた街並みとし、次世代に継承できる快適で魅力ある都市空間とする。

2 社会的状況

(1) 人口動態

本市の人口は、明治 22 年（1889）の市制施行時が 157,496 人であったのに対し、令和 2 年（2020）10 月 1 日現在で 2,332,176 人（令和 2 年国勢調査結果の確定値）、令和 5 年（2023）11 月 1 日現在の推計人口が 2,327,950 人となっており、東京都区、横浜市、大阪市に次ぐ人口規模を有しています。常住人口は、令和 2 年をピークに減少しており、今後も減少傾向が続くと推計されています。令和 4 年（2022）の自然増減数は 9,105 人の自然減となっています。高齢化の進行などから死亡数が増加傾向にあり、平成 25 年（2013）から自然減が年々拡大しています。

人口構造については、14 歳以下、及び 15～64 歳の人口が減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口が増加すると推計されています。令和 4 年（2022）に団塊の世代が 75 歳を迎え始めることにより、75 歳以上の人口は令和 10 年（2028）ころにかけて大きく増加すると推計されています。平均寿命が延びていることもあり、今後、少子化・高齢化がさらに進んでいくことが見込まれます。

また、昼間人口は 2,609,745 人（令和 2 年〈2020〉10 月 1 日現在）で、常住人口に対し 277,569 人の流入超過となっています。昼夜間人口比率（夜間人口〈常住人口〉100 人当たりの昼間人口の割合）を区別にみると、市役所や県庁などの官公庁、繁華街である栄地区が所在する中区がほかの区よりも突出して高くなっています。

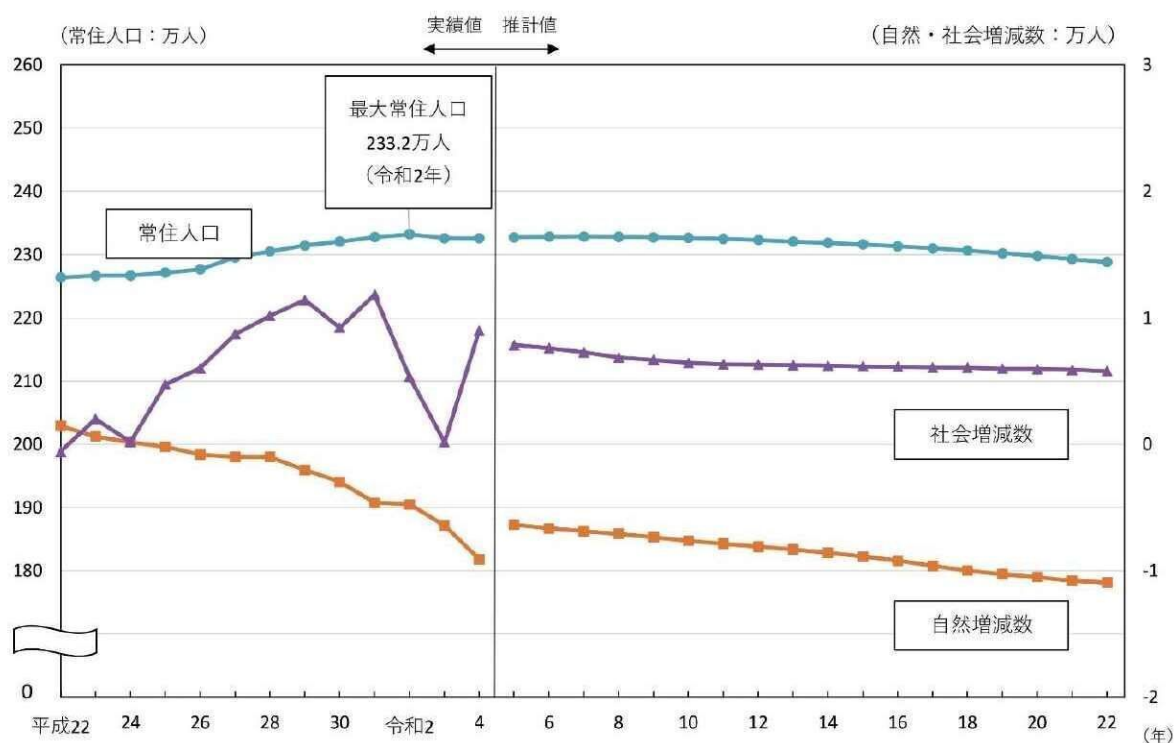


図 10 名古屋市の常住人口の推移と推計（出典：名古屋市「統計名古屋 web 版」
愛知県人口動向調査結果〈名古屋市分〉）

そのほか、世帯数については、しばらく増加が続くものの、令和 17 年（2035）ころから減少に転じると推計されています。家族類型別にみると、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯は今後も増加していくと推計されています。さらに、地域における人と人の繋がりに関して、令和 4 年の町内会推計加入率は 68.7%で、平成 24 年（2012）と比較して 10.7 ポイント低下しており、地域コミュニティの希薄化の傾向が認められます。

(2) 産 業

令和 2 年国勢調査に基づき、15 歳以上就業者を産業 3 部門別にみると、農林漁業の第 1 次産業就業者は 3,206 人（就業者総数の約 0.3%）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業の第 2 次産業就業者は 282,053 人（同約 23.0%）、情報通信業、卸売業、小売業、医療、福祉、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、サービス業などの第 3 次産業就業者は 942,654 人（同約 76.8%）となり、就業者の 7 割超が第 3 次産業に従事しています。平成 27 年国勢調査と比較して、第 3 次産業の医療、福祉及びサービス業、情報通信業の人数が増加しています。

愛知県は全国有数の工業県で、第 2 次産業が盛んです。製造品出荷額等は約 47 兆 9 千億円で全国 1 位（令和 2 年〈2020〉工業統計調査 従業者 4 人以上の事業所）となっており、そのうち約 3 兆 3 千億円が本市における出荷額です。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行により大きな影響を受けています。

また、本市では有松・鳴海絞、名古屋仏壇、名古屋桐箆笥、名古屋友禅、名古屋黒紋付染などの伝統的工芸品産業が継承されています。

(3) 観 光

本市を訪れる観光入込客数、宿泊客数は、新型コロナウイルス感染症流行前の 10 年間（平成 21 年度～令和元年）は緩やかに増加しており、観光入込客数は平成 21 年度の約 3,289 万人に対し、平成 31・令和元年（2019）は約 4,999 万人、宿泊客数は平成 21 年度の約 460 万人に対し、平成 31・令和元年は約 712 万人となっていました。新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和 2 年（2020）は観光入込客数が約 2,211 万人、宿泊客数が約 365 万人と大幅に減少し、令和 3 年（2021）は観光入込客数が約 2,330 万人、宿泊客数は約 418 万人、令和 4 年（2022）は観光入込客数が約 3,719 万人、宿泊客数は約 588 万人と徐々に増加しています。

外国人宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症流行前の平成 31・令和元年は約 135 万人で、それより 10 年前の平成 21 年度の約 34 万人に対し、約 4 倍に増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和 2 年は約 23 万人、令和 3 年は約 2 万人と大幅に減少しました。令和 4 年は約 12 万人となっています。

本市を訪れる観光入込客の旅行の主な目的は「観光施設の見学」が多く、これをはじめとする「観光・娯楽」目的者の割合は合わせて令和 4 年で 92.2%を占めます。平成 31・令和元年からの推移をみると、「観光・娯楽」目的者の占める割合は 8～9 割となっています。

令和 4 年における本市内主要観光施設（30 施設^{※1}）への入込客数は合計で約 2,093 万人でした。施設別に入込客数をみると、熱田神宮が約 472 万人と最も多く、次いで東山動植物園（約 225 万人）、名古屋港水族館（約 184 万人）となっています。

（4）土地利用

本市では、太平洋戦争の戦災により当時の市域の約 24%が焼失しました。戦後、積極的なまちづくりを計画し、その後の発展の基礎となる中心部約 3,452 ヘクタールの復興土地区画整理事業に着手しました。周辺部においても、隣接市町村と合併を行い、民間施行による土地区画整理事業を推進して基盤整備を行ってきました。これにより中心部では近代的な商業業務地が形成されるとともに、周辺では住宅地の拡大が進んでいます。

都心域においては、名古屋駅周辺から栄を中心とする都心部を中心に、商業・業務、文化等の都市機能が高密度に集積し、名古屋大都市圏の中心地として、中枢機能、広域交流機能が高まっています。市街域においては、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備や、地下鉄の整備などにより市街地が形成されています。なかでも、東部丘陵地は、自然的地形に恵まれ環境も良好であることから、低層低密な住宅市街地が形成されています。港・臨海域においては、物流施設、大規模な工場、倉庫などが立地し、活発な物流・生産活動が行われています。

平成 31・令和元年（2019）の土地状況をみると、宅地が構成比 53.3%で、半分以上を占めています。平成 16 年（2004）と比較し、宅地の構成比は 3.2 ポイント上昇した一方で、農地の構成比は 1.8 ポイント低下しています。宅地の内訳では、平成 16 年から平成 31・令和元年の間で、住宅地が特に増加した一方で、工業用地は減少しています。

（5）交 通

①公共交通ネットワーク

本市内は、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通が充実しています。

鉄道では J R（東海道新幹線、東海道本線、中央本線、関西本線）、名鉄（本線、瀬戸線、常滑線等）、近鉄（名古屋線）、市営地下鉄、臨海高速鉄道（あおなみ線）など、軌道ではガイドウェイバス、リニモが運行し、都市間・都市内の交通を担っています。

地下鉄は、昭和 32 年（1957）に東山線の名古屋から栄町（現在の栄）間で営業を開始し、順次路線を延長してきました。現在、6 路線約 93.3km を営業しており、地下鉄の総

延長は東京、大阪に次ぐ第3位の長さとなっています。

その他、今後リニア中央新幹線（品川－名古屋間）の開業が予定されており、東京と名古屋が40分で結ばれることになります。

市バス路線は、鉄道と一体となって市内をほぼ網羅しており、一般バスのほか、地域巡回バスや都心ループバスなどを運行しています。一方、名鉄バス、三重交通、JR東海バスなどの民営事業者は、市外への路線バスや、名古屋都心部から中部国際空港や県営名古屋空港などへの高速バス、東京をはじめとした全国への長距離バスを運行しており、都市間をつないでいます。

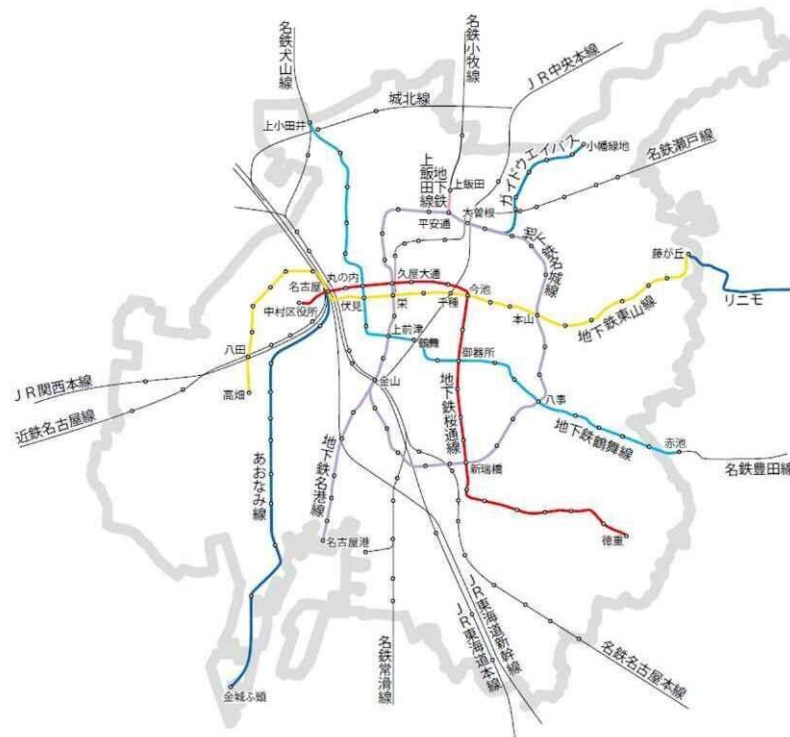


図11 鉄道及び軌道の整備状況（出典：「名古屋交通戦略2030」）

②道路ネットワーク

本市内の自動車専用道路は概成しており、高速名古屋環状2号線と名古屋高速道路が一体となり、長距離トリップを環状・放射方向に迂回分散させることで、平面道路の負担軽減を図っています。平面道路も約9割が整備済みで、幹線、補助幹線、区画道路を役割に応じて段階的に構成、配置した整備を進めています。本市の道路率は約18%と政令指定都市で最も高い豊かな道路基盤が整備されています。

※1 「「名古屋市観光客・宿泊客動向調査（2022年）」名古屋市」で挙げられている主要観光施設で、名古屋城、東山動植物園、東山スカイタワー、中部電力MIRAI TOWER、熱田神宮、名古屋港、名古屋市科学館、徳川美術館、名古屋市博物館、東谷山フルーツパーク、農業文化園・戸田川緑地、でんきの科学館、名古屋市美術館、名古屋水族館、トヨタ産業技術記念館、白鳥庭園、市政資料館、名古屋能楽堂、愛知県美術館、名古屋市農業センター、有松・鳴海校会館、久屋大通庭園フラリエ、ノリタケの森、ブルーボネット、徳川園、文化のみち二葉館、スカイプロムナード、リニア・鉄道館、パロマ瑞穂スポーツパーク、バンテリンドーム ナゴヤの計30施設。

3 歴史的背景

(1) 旧石器時代

名古屋の地に人々が住み始めたのは、およそ3万年前の旧石器時代です。旧石器時代は今よりはるかに気候が寒冷で、平均海面が現在よりも100m以上低く、伊勢湾の大部分は陸地化していました。

現在まで市内で旧石器時代の遺構はみつかっていませんが、当時の石器は市内各所で出土しています。石器が出土しているのは熱田台地上のたてみつくらどおり 竪三蔵通遺跡、きゅうむらさきがわ 旧紫川



図12 竪三蔵通遺跡出土の旧石器

遺跡、白川公園遺跡（いずれも中区）や、天白川東岸の丘陵上に位置するきたざわ 北沢遺跡、すげた 菅田遺跡（ともに天白区）などです。石材を割った際の鋭利な部分を刃として、その他の部分を刃潰ししたナイフ形石器や、先端が尖り断面が三角形状となるかくすい 角錐状石器などが出土しています。旧石器時代の遺物が出土するのは、当時から陸地であった台地・丘陵上に偏っていますが、伊勢湾の海底にも旧石器時代の遺構や遺物が残されている可能性があります。

(2) 縄文時代

日本列島で土器が焼かれるようになった当時はまだ氷河期で、寒冷な時代でした。その後急激に気候の温暖化が進み、海水面の上昇や植生の変化を引き起こします。これに連動して、大型ほ乳類は次第に減少し、狩猟の対象は小動物や鳥類へと変化していきます。

縄文時代は土器の変化から草創期・早期・前期・中期・後期・晩期に区分されます。市内では草創期の土器は確認されておらず、市内でみつかった最古い土器は早期のおしがたもん 押型文土器です。次第に温暖化が進んだ早期には弓矢が用いられ始めるなど、技術革新が進み、次第に定住傾向が強まっていきます。この時期には天白川流域に上ノ山貝塚うえのやま（緑区）や粕畑貝塚かすばた（南区）など多くの貝塚がつくられました。

温暖化がピークを迎えた前期のおおぐるわ 大曲輪遺跡（瑞穂区）では、ハイガイを主体とした



図13 大曲輪貝塚の貝層

貝塚が良好に残存し、貝塚周辺からは竪穴建物跡や東日本の影響を受けた土偶などがみつかっています。

東日本では前期の終わりごろから大規模な環状集落が営まれますが、市内では大規模な集落跡は確認されていません。瑞穂遺跡（瑞穂区）、^{ひがしふたばちょう}東二葉町遺跡（東区）などで中期の竪穴建物跡がみつかっています。

晩期には、竪穴建物を構築するための地面の掘り込みが浅くなり、発掘調査で同時期の建物跡を確認することは難しくなります。しかし竪穴建物が分布する居住域と墓域は重なることから、土器棺墓等の存在をもって生活域を推定することができます。^{うしまき}牛牧遺跡（守山区）、^{いかずち}雷貝塚（緑区）、玉ノ井遺跡（熱田区）などで、数多くの土器棺墓・土坑墓がみつかっています。また白川公園遺跡では、晩期の貯蔵穴群がみつかり、立体的な装飾が施された石皿が出土しました。

(3) 弥生時代

稲作が導入され、金属製品の使用が進む弥生時代は、市内で数多くの遺跡が確認されています。北部九州から東へ伝播した稲作技術を伴う弥生文化は弥生時代の早い段階で濃尾平野まで伝わりますが、この地域からさらに東へ広がるまでにはしばらく時間を要しました。弥生時代の初めごろにおいて、名古屋周辺は弥生文化と縄文文化が接触する地域であったと考えられます。

名古屋における最初の弥生時代集落は、西区から北区にかけて広がる^{にししが}西志賀遺跡周辺で営まれ始めました。北部九州からの稲作文化の伝播を示す^{おんががわ}遠賀川式土器などが出土し、集落を囲む環濠^{かんごう}が確認されています。そのほか、弥生時代前期の集落跡は、朝日遺跡、^{ほりこしちょう}堀越町遺跡（ともに西区）、高蔵遺跡（熱田区）などがあります。庄内川右岸に位置し、清須市から名古屋市西区の一部に広がる朝日遺跡は、東海地方最大の弥生時代集落で、後期まで集落が継続します。

中期になると、遺跡数が増加します。朝日遺跡や^{ひらてちょう}平手町遺跡（北区）など低地部の遺跡のほか、瑞穂遺跡（瑞穂区）、高蔵遺跡など台地上でも集落が営まれます。朝日遺跡からは中期初頭の^{どうたくいがた}銅鐸鑄型が出土しています。砂岩製で、極めて小さな破片ですが、



図14 朝日遺跡出土の銅鐸鑄型



図15 見晴台遺跡

小型銅鐸の鋳型としては最古の出土例で、全国的に注目を集めました。平手町遺跡は、集落の居住域の外側に設けられた方形周溝墓の墓域にあたり、ヒノキ製の船形木棺が出土しました。確実に船の形をした棺としては、日本で最も古いものの一つです。

後期には市内各所で集落が営まれ、竪穴建物跡や方形周溝墓の確認例が増加します。見晴台遺跡（南区）や瑞穂遺跡、城遺跡（緑区）、三王山遺跡（緑区）

など、南東部の台地を中心に大規模な環濠集落が営まれます。見晴台遺跡では、これまでに 200 棟を超える竪穴建物跡が確認されているほか、青銅器の鋳造に用いられた送風管などが出土しています。三王山遺跡では環濠から銅鏃、銅釧の青銅製品が出土しています。高蔵遺跡では引き続き大規模な集落が営まれ、中国製の鏡も出土しており、この地域の中心的な集落であったと考えられます。また、尾張地域を中心に「パレススタイル土器」と呼ばれる赤く彩色された壺や高坏が数多く製作、使用されました。

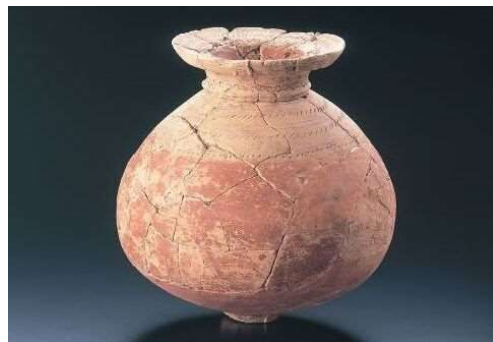


図 16 金山北遺跡出土のパレススタイル土器

(4) 古墳時代

古墳時代になると、現在の名古屋市域の各地域を基盤としたさまざまな勢力は、現在の奈良県、大阪府を中核とするヤマト政権と関係を結び、ヤマト政権を中心とした広域のネットワークのなかに組み込まれていきました。このことは、4 世紀前半に築造された白鳥塚古墳（守山区）以降、多くの前方後円墳や大型古墳が築かれたことから推測できます。



図 17 中社古墳の埴輪列

市内には、県内最大の規模を誇る断夫山古墳（熱田区）、県下第 3 位の規模の白鳥塚古墳など大型の前方後円墳のほか、小型の古墳も含め、数多くの古墳が残されています。

市内の古墳の分布は、大きくみると、川沿いの地域を基盤とした勢力により造営された庄内川、矢田川流域の古墳、海（伊勢湾）に近い地域を基盤とした勢力による熱田台地上の古墳に分けられます。

庄内川流域では、濃尾平野の東端にあたる守山区上志段味で前方後円墳の白鳥塚古墳、中社古墳が 4 世紀に築造され、その後も古墳時代全時期を通じて古墳が築造されました。5 世紀中ごろから 6 世紀初めには志段味大塚古墳をはじめとした帆立貝式古墳が相次いで築かれます。

熱田台地上では、庄内川流域にやや遅れて八高古墳（瑞穂区）などの前方後円墳が出現し、庄内川流域と同様、継続的に大型・中型の古墳が築かれました。

市域の古墳の動向で画期となるのが6世紀初めで、同時期に熱田台地南西端に墳長150mの断夫山古墳が築かれると、6世紀前半にかけて、市域の各地で古墳が大型化し、樹立される埴輪も大型化します。これまであまり大型の古墳

がみられなかった熱田台地西側には断夫山古墳のほか、大型前方後円墳の大須二子山古墳（中区）、白鳥古墳（熱田区）が築かれます。こうした現象は、尾張の勢力が大きく力を伸ばしたことを反映しているとみられ、『記紀』に継体天皇と尾張出身の目子媛の婚姻関係が記されていることから、背景にはヤマト政権の大王と、のちの「尾張氏」の中核となる一族の緊密な結びつきがあったと推測されます。断夫山古墳は、のちに尾張国造を出し、「尾張氏」の中核を担った一族の首長（目子媛の父・尾張連草香という説もある）の墓と考えられます。

また、5世紀前半には、朝鮮半島に起源をもつ須恵器生産の技術が東海地方で最も早く当地に伝わりました。東部の丘陵地で生産された須恵器、埴輪が、市内の集落や古墳から出土しています。

(5) 古 代

古代の尾張国には、中島・海部・葉栗・丹羽・春部・山田・愛智・智多の8郡が置かれ、尾張国の政治の中核である国府は中島郡（稲沢市）に置かれていました。熱田台地縁辺部の正木町遺跡（中区）や庄内川沿いの天白元屋敷遺跡（守山区）では、大型の掘立柱建物や硯など官衙に関係するとみられる遺構・遺物が確認されています。

尾張氏などの在地豪族は、7世紀中ごろからは古墳に代わって寺院を建立するようになり、熱田台地上には尾張元興寺（中区）が建立されました。8世紀には、稲沢市の尾張国分寺建立と呼応するように、名古屋市域には小幡廃寺（守山区）、古観音廃寺（昭和区）、鳴海廃寺（緑区）など多くの寺院が建立されました。

また、神社についても、延喜年間（901～923）にまとめられた『延喜式神名帳』には熱田社（熱田神宮、熱田区）、氷上姉子神社（緑区）、尾張戸神社（守山区）など、現在も市内に残る社名がみられます。熱田社に関する記録はこのほかにもさまざまな絵図に残っており、古代から重要な存在であったことがわかります。



図18 H-111号窯の須恵器（5世紀前半）



図19 尾張元興寺跡出土の軒丸瓦

古墳時代から引き続き窯業も盛んで、^{りよくゆう}緑釉陶器、^{かいゆう}灰釉陶器の製品は全国に流通し、平安京からも数多く出土しています。生産技術は鳴海地区（緑区）やその周辺にも広がり、「猿投山西南麓古窯跡群（猿投^{さなげ}山^{やま}西南麓^{せいなんろく}古窯跡群^{こようせきぐん}）」と呼ばれる大窯業生産地へと発展しました。



図20 金山北遺跡出土の灰釉陶器

10世紀末から11世紀前半になると、庄内川流域や河口近くの扇状地などが広く開発され、荘園が形成されていきました。^{とみたのしょう}富田荘（中川区・大治町・蟹江町）や^{あじきしょう}安食荘（北区・西区・春日井市を主な範囲とする）は、絵図・史料によって位置や地割などを知ることができ、当時の土地の利用状況が確認できます。富田荘は11世紀末ごろには成立していたと考えられ、鎌倉時代には^{えんがくじ}円覚寺（神奈川県）に寄進されました。富田荘の範囲に含まれると考えられる戸田遺跡（中川区）や、富田荘に隣接する^{せんのもじ}千音寺遺跡（中川区）の発掘調査では、屋敷地の跡や、条里制の地割に似た区画溝などがみついています。平安時代末期に成立した^{なごやしゅう}那古野荘は熱田台地北部を中心とする荘園と推定されています。

(6) 中世

鎌倉に幕府が開かれると、京・鎌倉間を結んだ鎌倉街道を商人や旅行者が行き来するようになりました。鎌倉や大和で修業した^{むじゅう ちょうぼ}無住は長母寺（東区）の住職となり、仏教説話集『^{しゃせきしゅう}沙石集』などを著して尾張の民衆に仏教を広めました。この地域の鎌倉街道の宿は鳴海・熱田・萱津（あま市）にあったとされています。鳴海～熱田間は満潮時には通れないため、干潮を待つ間に多くの旅人が熱田社を参拝しました。熱田は湊町として栄え、富を貯えた有力な町人が熱田社への奉納を行い、造営事業にも深く関与するようになりました。



図21 山茶碗を焼成した窯（NN-315号窯）

古代に灰釉陶器を全国に供給していた猿投窯では、11世紀末ごろから日常雑器の山茶碗が大量に生産されるようになり、鳴海・有松地区（緑区）に多数の窯が築かれました。

室町時代、尾張では^{しば}斯波氏が守護となり、斯波氏の尾張支配を補佐する守護代として、織田氏が越前国から尾張国に移ってきました。また、このころには、足利氏の流れを汲む^{なごや}那古野今川氏が熱田台地北部の那古野の地を領有し、那古野城を築いたと伝えられています。このほか、名古屋南部から三河まで広く勢力をもった水野氏、^{ごきそ}御器所（昭和区）を拠点とした佐久間氏、尾張東部を広く治めた丹羽氏、伊勢湾沿岸の前田氏などの諸勢